

横浜市行政不服審査会答申
(第136号)

令和5年12月12日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「令和5年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の賦課決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、泉区長（以下「処分庁」という。）が、令和5年4月3日、審査請求人に対し、審査請求人ほか一名の共有にかかる土地及び建物（横浜市泉区〇〇****及び同****の土地（以下併せて「本件土地」という。）並びに本件土地上の建物。以下、本件土地及び本件土地上の建物を併せて「本件土地等」という。）について固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服としてその取消しを求める事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件土地等にかかる令和4年度の固定資産税等の賦課決定処分及びその変更処分について取消しを求めて審査請求を行っており、その審査請求の結論が出るまでは処分内容は未確定であるので、本件処分についても取消しと計算根拠の開示を求めて審査請求を行う。

4 処分庁の主張の要旨

本件処分は、令和5年1月1日を賦課期日として、課税要件を確定し処分を行ったものであり、賦課期日現在において本件土地等の所有者として登記されている者が賦課期日前に死亡していたため、相続人である審査請求人に対して本件処分を行った。

また、課税額の計算については適正に行われている。さらに、令和4年度の固定資産税等の賦課決定処分及びその変更処分について審査請求が行われているとしても、本件処分の適法性に影響を及ぼさない。

以上から、本件処分は関係法令に則り適法に行われている。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定等

公共の用に供する道路に対しては、固定資産税等を課することができないものとされている（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第348条第2項5号及び第702条の2第2項）。

また、専ら人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供されている土地（以下「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とされ（法第349条の3の2第1項）、住宅用地のうち、その面積が200平方メートル以下である場合には、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1とする、いわゆる小規模住宅用地の特例措置が適用される。なお、住宅用地でその面積が200平方メートルを超えるものについては、当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上に存する住居で政令で定めるものの数で除して得た面積が200平方メートル以下であるものにあつては、当該住宅用地の全部について、当該除して得た面積が200平方メートルを超えるものにあつては、200平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地について小規模住宅用地の特例措置が適用されることとなる（法第349条の3の2第2項）。

さらに、法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とされ、法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とされている（法第702条の3第1項及び第2項）。

(2) 争点に対する判断

処分庁は、本件土地において公共の用に供する道路として利用されている土地の部分の地積（以下「道路地積」という。）を本件土地の測量図から計算し、法第348条第2項第5号及び第702条の2第2項の規定に基づき、本件土地の登記地積*****平方メートルから道路地積部分****平方メート

ルの割合を減価した上で、本件土地の価格の計算を行っていることが認められる。

また、登記地積*****平方メートルのうち 200 平方メートルについては法第 349 条の 3 の 2 第 2 項及び第 702 条の 3 第 2 項に基づく小規模住宅用地の特例措置を、残り*****平方メートルについては法第 349 条の 3 の 2 第 1 項及び第 702 条の 3 第 1 項に定められている一般住宅用地の特例措置をそれぞれ適用し、令和 5 年度の固定資産税等に係る課税標準額を算出していることが認められる。

以上のとおり、処分庁の課税標準額の計算及びそれに基づく税額計算は法令に基づき適正に行われており、違法又は不当な点は見当たらない。

したがって、本件処分は、適法かつ妥当なものである。

なお、審査請求人は、本件土地等にかかる令和 4 年度の固定資産税等の賦課決定処分及びその変更処分について取消しを求めて審査請求を行っており、その審査請求の結論が出るまでは処分内容は未確定である旨主張するが、当該審査請求については、令和 5 年 8 月 4 日、審査庁である横浜市長は裁決を行っているうえ、ある年度の賦課決定処分及びその変更処分とその翌年度の賦課決定処分とは別個独立した個別の処分であるから、前年度の処分の違法性等は翌年度の処分の適法性及び妥当性に影響を及ぼさないと云わざるを得ず、審査請求人の主張は上記結論に影響を及ぼさない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当として取り消すべき点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年5月10日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和5年5月30日	・ 弁明書等の受理
令和5年6月7日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和5年9月4日	・ 反論書の受理
令和5年9月5日	・ 反論書の送付
令和5年11月1日	・ 審理手続の終結
令和5年11月8日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年11月14日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和5年12月12日	・ 調査審議